

令和2年度に特許庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づく特許庁の実施庁目標を設定したので、これを公表する。

1. 特許

(1) 審査期間

- ・ 一次審査通知までの平均期間について、「9～11 カ月」とする。
- ・ 早期審査¹の対象案件に関し、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「3 カ月以内」とする。
- ・ スーパー早期審査²の対象案件に関し、スーパー早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「1 カ月以内」とする。
- ・ 権利化までの平均期間³について、「14～16 カ月」とする。

(2) 審査の質

- ・ コミュニケーションに関するユーザーの評価⁴について、「上位評価割合を60%以上」とする。
- ・ 出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する⁵。

2. 意匠

(1) 審査期間

- ・ 一次審査通知までの平均期間⁶について、「5～7 カ月」とする。
- ・ 早期審査⁷の対象案件について、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの

¹ 出願人又はライセンスを受けた者がその発明を実施している場合（例えば、その発明を事業化している場合）、外国にも出願している場合、出願人が個人、中小企業等の場合等が対象。

² 出願人又はライセンスを受けた者がその発明を実施しており、かつ、日本以外にも出願している場合等が対象（ただし、オンライン出願に限る。）。

³ 出願人が補正等を行うことに起因して、特許庁から再度の応答を求められる場合、特許庁に応答期間の延長を求める場合など、出願人に認められている手続きが利用される場合を除く。

⁴ 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

⁵ 面接ガイドラインに規定された不適切な事例（事前連絡なく来庁して面接の申込みを行う場合等）を除く。

⁶ 国際意匠登録出願、及び、令和元年改正意匠法により新たに保護対象となる建築物及び画像に係る意匠並びに内装の意匠等に係る出願の場合を除く。

⁷ 第三者が類似する意匠を実施しているなど、権利化について緊急性を要する場合、外国にも出願している場合等が対象。

平均期間⁸について、「3 カ月以内」とする。

- ・ 権利化までの平均期間⁹について、「6～8 カ月」とする。

(2) 審査の質

- ・ コミュニケーションに関するユーザーの評価⁴について、「上位評価割合を 70%以上」とする。
- ・ 出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する⁵。

3. 商標

(1) 審査期間

商標登録出願件数が近年増加傾向である中、令和元年度の審査処理件数以上の審査処理を行い、以下の審査期間にとどめることを目標とする。

なお、出願件数のさらなる増加により審査期間がさらに延びることが無いよう適切な措置を講じることとする。

- ・ 一次審査通知までの平均期間¹⁰について、「9～11 カ月」とする。
- ・ 早期審査¹¹の対象案件について、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「3 カ月以内」とする。
- ・ ファストトラック審査¹²の対象案件が全出願に占める割合について、「40%以上」とする。
- ・ ファストトラック審査の対象案件に関し、一次審査通知までの平均期間について、「6 カ月以内」とする。
- ・ 権利化までの平均期間¹³について、「10～12 カ月」とする。

(2) 審査の質

- ・ コミュニケーションに関するユーザーの評価⁴について、「上位評価割合を 60%以上」

⁸ 出願手続きに瑕疵がある場合及び事情説明書の補充を要する場合を除く。

⁹ 国際意匠登録出願、及び、令和元年改正意匠法により新たに保護対象となる建築物及び画像に係る意匠並びに内装の意匠等に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。

¹⁰ 音など、新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。

¹¹ 出願人が既に使用中又は使用の準備を相当程度進めており、かつ、①第三者が類似するマークを使用している場合、②外国にも出願しているなど、緊急性を要する場合等が対象。

¹² 出願時に、「類似商品・役務審査基準」等に掲載の商品・役務のみを指定された商標出願が対象。

¹³ 音など、新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。

とする。

- ・ 出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する⁵。

4. 審判¹⁴

(1) 拒絶査定不服審判

- ・ 特許拒絶査定不服審判の標準審理期間¹⁵について、「10～12 カ月」とする。
- ・ 意匠拒絶査定不服審判の標準審理期間¹³について、「4～6 カ月」とする。
- ・ 商標拒絶査定不服審判の標準審理期間¹³について、「7～9 カ月」とする。

(2) 早期審理¹⁶（拒絶査定不服審判）

特許、意匠及び商標の標準審理期間¹⁷について、「2～4 カ月」とする。

(3) 無効審判

特許、意匠及び商標の標準審理期間¹⁸について、「8～10 カ月」とする。

(4) 異議申立て

標準審理期間¹⁹について、特許では「8～10 カ月」、商標では「5～7 カ月」とする。

5. 出願・登録等

(1) 電子出願システム

停電や大規模災害等が発生した場合も含め、24 時間 365 日、電子出願を安定的に受け付ける²⁰。

¹⁴ 審判における標準審理期間とは、方式調査等終了後の実質的な審理の期間のことを言う（特許庁に応答期間の延長を求める事件、中止・中断等がなされる事件、当事者の手続さに起因して審理開始後の方式調査等に著しく時間を要した事件、提出された証拠が著しく多い事件、当事者への書類の送達が困難な事件（公示送達等）、国際意匠登録出願に係る事件、審理開始後にマドリッド協定議定書におけるリミテーション等の通報を受けた事件、令和元年改正意匠法により新たに保護対象となる建築物及び画像に係る意匠並びに内装の意匠等に係る事件、新しいタイプの商標に係る事件及び地域団体商標に係る事件を除く。）。

¹⁵ 請求人等が補正等を行うことに起因して、特許庁から再度の通知がなされる事件を除く。

¹⁶ 対象となる事件は、脚注 1, 6, 10 等を参照。

¹⁷ 方式調査等終了後に早期審理の申出がなされた場合は、早期審理の申出がなされてからの実質的な審理の期間。

¹⁸ 審決の予告後の訂正等に起因して、訂正拒絶理由通知、無効理由通知又は審決の予告がなされる事件を除く。

¹⁹ 取消理由通知（決定の予告）後の訂正等に起因して、訂正拒絶理由通知、取消理由通知又は取消理由通知（決定の予告）がなされる事件を除く。

²⁰ システムのメンテナンス時間及びバックアップセンターへの切替時間を除く。

（２）出願書類の方式審査

オンライン出願書類の方式審査のうち、特許、意匠及び商標の方式審査の全件について、受付から「即日」で処理を行う²¹。

（３）特許、意匠及び商標の権利登録

① 設定登録

受付から登録原簿への登録までの期間について、全件を「３日以内」とする²²。

② 移転登録

受付から登録原簿への登録までの期間について、全件を「10日以内」とする²²。

（４）特許、意匠及び商標の公報の発行

原則として、登録日から「３～４週間以内」とする。

（５）出願、登録等に関する問い合わせへの対応

電話の場合は、原則として、「即時（折り返し対応の場合は即日）」、メールの場合は、原則として、「２営業日以内」とする。

６．中小企業支援及びグローバル化への対応

（１）中小企業支援

（独）工業所有権情報・研修館と一体となって、以下の定量目標の実現を目指す。

- ・ 全国の知財総合支援窓口における相談件数について、「100,000件以上」とする。
- ・ 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数について、「2,000件以上」とする。
- ・ 知的財産に着目した融資等を行う全国の金融機関数について、「累計60機関以上²³」とする。
- ・ 新規に特許等の出願を行う中小企業数について、「14,000社以上」とする。

²¹ 手続きに不備がある場合を除く。

²² 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

²³ 特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用して融資を行った金融機関数（公表分）。

- ・ 地域未来牽引企業等に知財戦略構築のためのハンズオン支援を行う件数について、「250件以上」とする。

(2) 特許審査ハイウェイ（P P H）の一次審査通知期間²⁴

特許審査ハイウェイに係る特許出願について、申請後一次審査通知までの平均期間を「3カ月以内」とする。

(3) 新興国の知的財産行政関係者等を対象とする招へい研修

招へい対象国・機関について、「30カ国・機関以上」とする。

²⁴ 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の我が国における申請から一次審査通知までの期間。ただし、他庁等から特許庁に必要書類が送付されるために要する期間は除く。